

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成29年 月 日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時<u>又は需給ひっ迫時</u>その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給し、<u>若しくは電力系統を安定に保つため、又は、電力市場取引の環境整備のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</u></p> <p>十九～三二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三三 (略)</p> <p>三四 (略)</p> <p>三五 (略)</p> <p>三六 (略)</p> <p>三七 (略)</p> <p>三八 (略)</p> <p>三九 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時<u>若しくは需給ひっ迫時</u>その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給<u>するため</u>若しくは電力系統を安定に保つため、電力市場取引の環境整備のため、<u>又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の潮流方向ごとの運用容量の和の一部として本機関が管理する容量をいう。</u></p> <p>十九～三二 (略)</p> <p><u>三三 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。</u></p> <p>三四 (略)</p> <p>三五 (略)</p> <p>三六 (略)</p> <p>三七 (略)</p> <p>三八 (略)</p> <p>三九 (略)</p> <p>四十 (略)</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの開始)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、<u>前項第3号</u>により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、<u>第80条第1項に基づき策定する募集要領を公表するまでの間、暫定的に当該送電系統に確保すべき容量を定める。</u></p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び<u>募集要領の公表までの間に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>	<p>(電源接続案件募集プロセスの開始)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、<u>第1項第3号</u>により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、<u>第80条第1項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を定める。</u></p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び<u>前項により定めた電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>
<p>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</p> <p>第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合（同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。）において、接続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</p> <p>第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合（同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。）において、接続検討の回答後、<u>他の系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</u></p> <p>一～二 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(募集要領の策定等)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、<u>工事費負担金を共同負担する対象となる系統増強の概要</u>、募集対象エリア、募集する容量、<u>暫定的に送電系統に確保する容量</u>その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要領においてこれを定める。</p> <p>2 本機関は、募集要領の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、<u>電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強の概要</u>、募集対象エリア、募集する容量、<u>電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量</u>その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定める。</p> <p>2 本機関は、募集要綱の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(系統連系希望者からの応募の受付)</p> <p>第81条 本機関は、募集要領に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要領に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。</p> <p>5 <u>前2項の接続検討は、本機関又は一般送配電事業者たる会員が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。</u></p>	<p>(系統連系希望者からの応募の受付)</p> <p>第81条 本機関は、募集要綱に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。 (送配電等業務指針第122条第3項へ移設)</p>
<p>(優先系統連系希望者の決定手続)</p> <p>第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位(以下「系統連系順位」という。)を決定し、当該順位にしたがって、<u>前項の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に連系等を行うことができる系統連系希望者</u>(以下「優先系統連系希望者」という。)を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。</p>	<p>(優先系統連系希望者の決定手続)</p> <p>第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位(以下「系統連系順位」という。)を決定し、当該順位にしたがって、<u>前条の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に送電系統の容量を確保することができる系統連系希望者</u>(以下「優先系統連系希望者」という。)を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要綱に定める。</p>
<p>(再接続検討の実施)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要領に基づき算出する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(再接続検討の実施)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要綱に基づき算出する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)</p> <p>第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、募集要領にしたがって、再度、<u>系統連系順位及び優先系統連系希望者を決定する。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)</p> <p>第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)</p> <p>第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の<u>負担に関する書面</u>が締結された場合に成立するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)</p> <p>第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の<u>補償に関する契約</u>が締結された場合に成立するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要領を作成し、公表する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱を作成し、公表する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)</p> <p>第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止する。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)</p> <p>第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止する<u>ことができる</u>。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第94条 本機関は、募集要領にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、<u>前項</u>に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続による<u>ことができる</u>。</p>	<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、<u>第1項</u>に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)は、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続による<u>ことができる</u>。</p>
<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、<u>前2項</u>の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画<u>及び</u>連系線利用に関する計画</p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画<u>及び</u>連系線利用に関する計画</p> <p>三 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画<u>並びに</u>連系線利用に関する計画</p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画<u>並びに</u>連系線利用に関する計画</p> <p>三 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>ウ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報</p> <p>エ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の発電実績</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者たる会員を含む。） 供給区域の需要及び供給力に関する計画</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ウ <u>F I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</u></p> <p>エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報</p> <p>オ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の発電実績</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者たる会員を含む。） 供給区域の需要及び供給力並びに<u>F I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</u></p> <p>五 <u>需要抑制契約者 需要抑制量に関する計画及び連系線利用に関する計画</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付)</p> <p>第108条 本機関は、前条第1号又は第2号に掲げる計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付)</p> <p>第108条 本機関は、前条第1項第1号、第2号又は第5号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。</p>
<p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第109条 本機関は、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、託送供給契約者又は発電契約者から提出を受ける第107条第1項第1号及び第2号に掲げる計画について、関連する計画の整合性を確保するため、計画値を変更することができる。</u></p>	<p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第109条 本機関は、<u>託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者から提出を受ける第107条第1項第1号、第2号及び第5号に定める計画について、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のために必要と認める場合には計画値を変更することができる。</u></p>
<p>(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)</p> <p>第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。）に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかると電源の発電量の抑制を指示することができる。</p>	<p>(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)</p> <p>第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。）に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等に<u>係る</u>電源の発電量の抑制を指示することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>需給状況悪化時等の1時間前取引及び通告変更の申込みの取扱い</u>)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合、需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、<u>通告変更の申込み及び1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。但し、この場合、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</u></p>

変更前（変更点に下線）

（連系線の管理）
第124条（略）

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所 の連系設備
北陸関西間連系線	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

（新設）

（新設）

変更後（変更点に下線）

（連系線の管理）
第124条（略）

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備 <u>（※1）</u>	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所 の連系設備
北陸関西間連系線 <u>（※1）</u>	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線 <u>（※2）</u>	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

（※1）中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。

（※2）関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「関中フェンス潮流」という。）により管理する。

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）				
<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略)</p> <p>別表10-3 計画潮流の断面 (略)</p> <p>別表10-4 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="86 478 1279 615"> <tr> <td data-bbox="86 478 338 615">空容量算出式(※1、※2、※3、※4)</td> <td data-bbox="338 478 1279 615">空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 (※5)</td> </tr> </table> <p>(※1)～(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線においては、<u>同連系線を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。</u> (新設)</p>	空容量算出式(※1、※2、※3、※4)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 (※5)	<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略)</p> <p>別表10-3 計画潮流の断面 (略)</p> <p>別表10-4 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="1481 478 2674 615"> <tr> <td data-bbox="1481 478 1902 615">空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)</td> <td data-bbox="1902 478 2674 615">空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)～(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線の<u>空容量</u>においては、<u>計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。</u> (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量においては、<u>運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</u></p>	空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
空容量算出式(※1、※2、※3、※4)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 (※5)				
空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
<p>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い) 第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画に<u>かかる断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。</u></p>	<p>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い) 第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画に<u>係る断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。</u></p>				
<p>(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定) 第142条 (略) 一～二 (略) 2～4 (略) 5 第1項にかかわらず、本機関は、<u>電力系統に重大な故障又は需給状況の悪化が発生している場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、第1項の申込みを受け付けないことができる。但し、この場合、本機関は、連系線利用者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明しなければならない。</u></p>	<p>(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定) 第142条 (略) 一～二 (略) 2～4 (略) (削除)</p>				

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(需要者スイッチング支援)</p> <p>第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。</p> <p>2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否か確認する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(需要者スイッチング支援)</p> <p>第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。<u>また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援するため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。</u></p> <p>2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、<u>会員及び需要抑制契約者が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否か確認する。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)</p> <p>第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。</p> <p>2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</p>	<p>(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)</p> <p>第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給事業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。</p> <p>2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</p>
<p>(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供)</p> <p>第188条 本機関は、会員に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。</p>	<p>(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供)</p> <p>第188条 本機関は、<u>会員及び需要抑制契約者</u>に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。</p>
<p>附則(平成27年8月31日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>	<p>附則(平成27年8月31日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
	<p><u>附則(平成29年 月 日)</u></p> <p>(施行期日)</p> <p><u>本規程は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>